慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	一九一八年のロシヤ憲法制定會議に關する諸問題
Sub Title	The Bolsheviks and the Russian Constituent Assembly of 1918
Author	中澤, 精次郎(Nakazawa, Seijirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1957
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.30, No.10 (1957. 10) ,p.22- 50
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論說
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19571015-0022

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一九一八年のロシヤ憲法制定會議に關する諸問題

中澤精次郎

はしがき

全國民的な基盤の上に、言葉をかえていえば祕密・普通・平等・直接の諸原則に忠實な選擧にもとづいて憲法制定會議を組成しようとする目論みが、ロシヤでは、一九一七年の二月革命の際に著しく表面化している。もつとも、民主的な憲法制定會議の召集といういわば近代的・合理的な政治的要請は二月革命以前の、すなわちロマノフ帝政下において既に芽生えており、反政府的な乃至はまた革命的な諸運動の一つのスローガンともなつていたが、そうした要請の妥當性が全面的且つ國家權力的に確認され、またその速かな實現が政府の本質的な義務として宣言されるに到つたのは二月革命によつてであつたといつて差支えなかろう。二月革命の結果成立した臨時政府が、三月一六日(1)のその發足にあたつて、民主的な憲法制定會議の早期召集に努力する旨を宣言しているからである。しかしながらこの臨時政府は、政治形態の定立を主權的な國民の意志に委ねると約束して、憲法制定會議の早期召集に必要な二、三の準備的な努力を拂つたとはいえ、公約そのものの履行に必ずしも熱心ではなかつた。その態度は甚だ消極的であつたばかりかむしろ不誠實ですらあつた。しかも憲法制定會議の召集

が意識的に引延されつつあつたその間に政情は著しく變化し、遂に一一月七日、ボルシェヴイキが政權を革命的に奪取しそれを獨占したために、臨時政府は憲法制定會議の早期召集という公約を結局は果し得ずして終つたのである。

しかるに一〇月革命による政權獲得直後の一一月九日、「共和國政府の名において、農民代表を加えた勞働者・兵士代表ソヴエト全露大會によつて選出された人民委員會議が、(一)憲法制定會議の選擧は一一月二五日に實施されるべし……」[2]と宣言し、人民委員會議のこの布告にもとづいて一一月二五日に[3]、ロシヤ政治史上はじめての極めて民主的な、すなわち祕密・普通・平等・直接の諸原則に忠實な憲法制定會議選擧が施行された[4]。すなわち憲法制定會議の召集という公約の履行に不可缺な前提は、かかる公約の當事者である臨時政府そのものの存在を實力的に否定したボルシェヴイキ政府によつて實現されたのであつた。しからばこの選擧の結果はどうであつたか[5]。

黨派名	黨派別代表者數
社會革命黨	二九九
社會民主黨（ボルシェヴイキ）	一六八
ウクライナ社會革命黨	八一
社會革命黨左派	三九
社會革命黨民族派	一九
社會民主黨（メンシェヴイキ）	一八
立憲民主黨	一五
人民社會黨	四
保守黨	二
ウクライナ社會民主黨	二

バシキール、キルギース、アルメニヤ、ユダヤ、ポーランド、レット、エストニヤ、コサック民族諸派および回教徒派	五六
合計	七〇三

すなわち友好的な社會革命黨左派の全面的な協力があつたところで、與黨は全議席の僅か二九パーセントを支配し得るにすぎないことがかく判然とし、したがつて憲法制定會議を召集することは反ボルシェヴイキ派・反革命勢力のために、またとない制度的な乃至機構的な據點を創設する以外のなにものでもないことが明らかとなつた。反ボルシェヴイキ的な諸黨派が前記したような憲法制定會議選擧の結果に勇躍し、その野黨的な反革命攻勢を、憲法制定會議の即時召集というスローガンを中心にして急速に盛上げていつたことは改めて指摘するまでもなかろう。

かくてボルシェヴイキはいわば袋小路に追込まれたわけであるが、翌年の一月九日に到つて憲法制定會議の召集を決意した。一九一八年一月一八日首都ペトログラードにおいて開會すると聲明したのである。もつともここに到るまでの間、ボルシェヴイキ政府は事態の推移を傍觀していたわけではなかつた。手を拱いて時を過していたのではなく、甚だ愼重且つ時機を得た極めて的確な諸對策を怠りなく打つていたのであつて、例えばかかる對策の、しかも最終的・決定的なものとしてつぎのような一月九日の布告を擧げてみることができる。すなわち「憲法制定會議は一月一八日に開會される。祕かなあるいは公然の反革命的黨派であるメンシェヴイキ、社會革命黨右派、コルニロフ派竝びに怠業中の官僚は、勞農ソヴエト政府に對して決定的な抵抗を準備している。あらゆる反革命的分子は例外なく『全權力を憲法制定會議へ』という旗を揭げて、その力を盛りかえしてきた。しかし實際には勞農革命の敵が、『ソヴエトを打倒せよ』という合言葉で結ばれているのであり、このことは我々が大きな犧牲を拂つて獲得したすべての利益の放棄を意味している……。かかる反革命的な企圖に最も强力な方法で對抗することは中央執行委員會の義務である。……それ故にこそ中央執行委員會は第三回勞働者・兵士代表ソヴエ

ト全露大會を一月二一日に、そしてまた第三回農民代表大會を一月二八日に召集することを布告する」[6]と。したがつてペトログラードの空氣はボルシェヴイキ派と反ボルシェヴイキ派との來るべき決定的な對立と抗爭をひそませつつ、既に異常にまで緊張していた。とはいえ憲法制定會議は一月一八日にタウリーダ宮の一室で開かれた。二月革命以來の懸案であつた憲法制定會議がともかくもここに實現されたわけである。しかし壓倒的多數が反ボルシェヴイキ的な諸黨派から構成されていた當然の結果として、この會議は、ボルシェヴイキ政權の合法性を率直に否定したために[7]、ボルシェヴイキ政府からの反擊に直面しなければならなかつた。政府は反ボルシェヴイキ的勢力の機構的なこの據點を排除すべく、一月一九日に、憲法制定會議の解散を宣言したのである[8]。すなわち一九一八年のロシヤ憲法制定會議は、それを召集したボルシェヴイキ政府の手によつてその存在を否定された。

憲法制定會議のかく悲劇的な結末の故にか、あるいはまたこの會議の示した明白な反ボルシェヴイキ的な事實に注目してかいずれにせよ、ボルシェヴイキ革命を對象とした政治史的なあるいは政治學的な研究の多くが、一九一八年のこの憲法制定會議にふれている。とはいえその內容は改めて述べるまでもなく決して一樣ではない。勿論憲法制定會議への接近に見られるその多樣性は、外ならぬ研究者自身の問題意識・問題點あるいは研究方法などの非一樣性に關わるものである以上、そのことに別段の不思議はないが、ただ憲法制定會議選擧の實施を餘儀なくした客體的な背景が一般に問題とされてないようである[9]。例えばソ連邦共產黨編纂の「黨史」は、「憲法制定會議が解散された。この會議の選擧は大部分一〇月革命以前に行われ、しかも會議は平和・土地・權力のソヴエトへの移行に關する第二回ソヴエト大會の布告の批准を拒否したのであつた[10]」と記して、憲法制定會議の解散に價した事由を示しているが、ボルシェヴイキ政府が何故に選擧の實施を決意するに到つたかについて說明していない。憲法制定會議への國民代表を決定すべき選擧が、あるいはまた憲法制定會議の開催が確乎とした主體的な欲求乃至はまた餘儀ない客體的な要請を缺いて、いわば偶發的に果して可能であろうか。疑問といわねばな

るまい。

一九一八年一〇月のスターリンの論説「事物の論理」を引用するまでもなく、成程「一九一七年のはじめには、憲法制定會議というスローガンは進歩的であつた。そしてボルシェヴイキはこれを支持した。一九一七年の終り、一〇月の變革の後には、憲法制定會議というスローガンは反動的なものとなつた」[11]。しからば「憲法制定會議というスローガンは反動的なものとなつた」一〇月革命以後の段階において、何故に憲法制定會議の選擧を實施しなければならなかつたのか。一見すると非論理的とも思えるこの點についてスターリンは、一九二四年の「一〇月革命とロシヤ共產主義者の戰術」において、レーニンの所說を引用しつつ次ぎのように說明している。「憲法制定會議が、ソヴエト共和國の原則と根本的に矛盾するブルジョア議會であることは周知のこと」[12]であつたが、この「ブルジョア民主主義的議會に參加することは、革命的プロレタリアートにとつて害にならないばかりか、何故このような議會は解散されるに價しているかを、おくれた大衆に實證することをプロレタリアートに容易にし、それをうまく解散することを容易にし、ブルジョア議會制度の『政治的な死滅』を容易にする」[13]ためであつたと。別言すると「憲法制定會議の考えに對する人民大衆の信用をおとさせるためには、これらの大衆を、土地・平和・ソヴエト權力についての彼等の要求とともに、憲法制定會議の壁のところまでみちびいて行き、こうして彼等を現實の生きた憲法制定會議と衝突」[14]させなければならなかつたからであると說く。反ボルシェヴイキ派が現に壓倒的な多數を占めていた憲法制定會議の召集についてであれば、それは甚だ當を得た說明とみることもできよう。

しかしながら反ボルシェヴイキ派が現に壓倒的多數を占めていた憲法制定會議の召集についてではなく、それ以前の憲法制定會議選擧の實施についてであり、しかも選擧の實施を意欲した主體的な內容ではなくして、かかる決定をなさしめるに到つた客體的な論理が事實どのようなものであつたかを問題とするかぎり、憲法制定會議を解散し得た後の、いわゆる回顧錄的なスターリンの說明そのものに滿足することはできなかろうと考える。ボルシェヴイキをして憲法制定會議選擧を實施

させた背景が、ボルシェヴイキ政權の成立という甚だ特徴的な事實との關連において充分に語られていないからである。それ故にまずここで、ブルジョア議會制度の「政治的死滅」を豫想し且つ意欲したボルシェヴイキが、二月革命から一〇月革命に到るいわゆる二重政權下において、臨時政府的公約した憲法制定會議にいかなる態度で臨んでいたかの整理・概觀を考えてみた。

(1) 一九一八年以前のロシヤではグレゴリウス暦ではなくユリウス暦が使用されていた。したがつて例えばペトログラード・ソヴエトの成立した二月二七日はグレゴリウス暦の三月一二日に當る。本稿では、二月革命あるいは一〇月革命といつた表現以外はすべてグレゴリウス暦によつて統一した。

(2) 一九一七年一一月九日の憲法制定會議に關する人民委員會議の布告 (Bunyan, J. and Fischer, H., The Bolshevik Revolution, 1917—1918, documents and materials, 1934, p. 341)。

(3) 一一月二五日の「イズベースチヤ」紙に「勞働者および兵士諸君、今日は憲法制定會議選擧の第一日目である。諸君はすべて參加しなければならない。勞働者並びに兵士は一人として投票を忘れてはならない……投票所に出掛けよ、そして勞働者・兵士代表ペトログラード・ソヴエトの決議に從つて投票せよ。第四號のリストに投票せよ」(Bunyan, J., op. cit., p. 346) とあるように、ペトログラードでは憲法制定會議の選擧が一一月二五、二六、二七日の三日間にわたつてなされたようである。しかし全國的にみると數多くの選擧區では所定の期日までに選擧準備が整わず、そのために選擧が甚だしく遲れて實施された場合が、あるいはまた實施されずに終つた場合もあつたようである (cf. Radkey, O., The Election to the Russian Constituent Assembly of 1917, 1950, pp. 2～3)。

(4) 憲法制定會議への代表選出方法が民主的な選擧の一般原則に極めて忠實であつたこと、したがつてそれが劃期的な選擧でもあつたことはそれ以前の國會選擧法 (cf. Harper, S., The New Electoral Law for the Russian Duma,—The Union Chicago Studies in Political Science, 1908) と比較してみれば一見して明らかである。しかもこの憲法制定會議の場合には秘密・普通・平等・直接の諸原則に比例代表制が加えられていた。すなわち選擧區 okpyr 毎に各黨派はそれぞれ當該選擧區の定員數だけの候補者を記載した候補者名簿を用意し、投票はこれらの黨派別の候補者名簿に對してなされた。なおペトログラードでは一九の諸黨派がそれぞれ一八名の自黨候補者を記載した名簿を作成している。またこの選擧はさしたる干渉・妨害もなくまず平穏に實施されたもようである (cf. Radkey, O., op. cit.)。

(5) 憲法制定會議の總議席數については八一五名ともあるいは八一七名とも種々に傳えられており、また黨派別の代表者數についても同

樣にさまざまの數字があつて共に判然としない。例えば一九一八年一月一六日の「ウートロ・ラシイ」紙（Bunyan, J., op. cit., p. 368）は一月一二日までに判明した五二〇名の代表の内、社會革命黨が二六七名、ボルシェヴイキが一六一名、ウクライナ社會革命・社會民主黨が四一名、立憲黨が一五名、回教徒民族派が六名、回教社會革命黨が五名、農民代表ソヴエト・グループが五名、メンシェヴイキが三名（以下省略）と數えているが、一月一二日の「ルースカヤ・ベードモスチ」紙（Bunyan, J., op. cit., p. 368）には一月一二日までに判明した代表者は六〇三名、その内二七〇名が社會革命黨右派、一六七名がボルシェヴイキ、五三名がウクライナ社會黨、三六名が社會革命黨左派、二五名が回教徒派（以下省略）であつたとある。しかし本稿はこの種の研究についての最近の、おそらくはまた最も優れた研究の一つとも考えられる Radkey の前掲書によつた。なおこの選擧におけるボルシェヴイキの得票數は全投票總數四一、六八六、八七六票の二三・六パーセントすなわち九、八四四、六三七票であつた。

（6）Bunyan, J., op. cit., p. 368. この布告にもとづいて召集された第三回ソヴエト大會で、憲法制定會議の拒否した「勤勞者および被搾取人民の權利宣言」が承認され（一月二三日）、またロシヤ・ソヴエト社會主義共和國はロシヤ人民の自由な結合を原則として形成された諸ソヴエト共和國の連邦であるという決議が採擇されていることなどは、改めて指摘するまでもなかろう。

（7）一月一八日の午後四時、赤衞軍が固めていたタウリーダ宮の議場に集つた諸代表はまず議長選擧に臨んだ。社會革命黨のロードキパニーゼの發案によつて登壇した代表中の最年長者であるシベッオフが憲法制定會議の開會を宣言し議長の選出を提案した。そこで社會革命黨は自黨のチエルノフをまたボルシェヴイキは社會革命黨左派のスピリードノヴァを議長候補に推したが、二四四票對一五一票でチエルノフが選ばれた。議長が憲法制定會議の重要性を强調した後にブハーリンが立ち、チエルノフと觀念的社會主義に對する激しい非難・攻擊の演說を「萬國の勞働者よ團結せよ」という言葉で結んで降壇すると、代つてツェレチエリーがボルシェヴイキを攻擊し、憲法制定會議を現實のロシヤの最高機關たらしめようとする社會革命黨の決議案を示した。その結果社會革命黨の提案とボルシェヴイキの提出した「勤勞者および被搾取人民の權利宣言」のいずれを先議すべきかの票決が行われたが、二三七票對一三六票でボルシェヴイキが敗れた。そして三〇分間の休憩後すなわち翌一九日の午前一時會議は再會されたが、スコベロフ、アンテイピン、マムキンなどがこもごも立つてボルシェヴイキに攻擊を加え、代つてボルシェヴイキのラスコニコフが憲法制定會議の反革命性を難詰した聲明を發表して憲法制定會議からの退場を宣言した。また社會革命黨左派もボルシェヴイキとならつて議場から姿を消した。ボルシェヴイキと社會革命黨左派の退場後議長は社會革命黨提出の土地法案を上程したが、その際に議場の守備にあたつていた一水兵が議長に衞兵の疲れていることを訴えて閉會を要求した。しかし議長はこの要求をひとまず無視してさらに社會革命黨提出の平和宣言を上程した。かく社會革命黨の諸提案を上程し審議・可決した後に會議は、ロシヤの政治形態を規定した決議を採擇し、一九日午後五時からの再會を約して午前四時四〇分に閉

會した。しかし再び開かれることはなかつたのである。

(8) ボルシェヴイキと社會革命黨左派の退場後、憲法制定會議の問題について人民委員會議が開かれている。この會議で、社會革命黨左派の委員は――前年の一二月二三日以來この人民委員會議には社會革命黨左派から八名が參加していた――憲法制定會議の再選擧かあるいはフランス革命の先例にならつた革命評議會の設置を主張したが、ボルシェヴイキは左派の提案をしりぞけて憲法制定會議の即時解散を主張したため意見の對立が生じたので、中央執行委員會の臨時會議が開かれ、その結果憲法制定會議の解散が決定されている。憲法制定會議の解散を可としたボルシェヴイキの論據は、憲法制定會議の席上でラスコニコフの發表した黨聲明および中央委員會におけるレーニンの演說の內に見出されるが、基本的には一九一七年の一二月二六日のレーニンの「憲法制定會議に關するテーゼ」において示されている。

(9) 詳說をしないが、憲法制定會議へのさまざまな接近乃至研究は差當つて三つに分けて整理してみることができようかと考える。まずその第一は憲法制定會議を就中その解散をボルシェヴイズム批判の座標とするものであり、その第二は憲法制定會議を形式的に把握する第一のそれと全く對照的な、すなわち憲法制定會議を實質的に把握してその反ボルシェヴイキ的性格に注目するもの、その第三は第二と同樣に實質的な把握を尊重するが、それ故にこそ憲法制定會議の召集特にそのための選擧の實施をボルシェヴイキ革命の具體的な發展過程の一環として把らえようとするものである。しかもこの第三の立場からする研究は甚だ乏しいようである。

(10) История всесоюзной коммунистической партии (большевиков), 1953, стр. 205.

(11) Сталин, И., Соч., том 4, стр. 138.

(12) Там же, том 6, стр. 391.

(13) Там же, том 6, стр. 393.

(14) Там же, том 6, стр. 391~2. 一〇月革命の直後憲法制定會議の問題についてレーニンは選擧の延期・有權者年齡の一八歲への引下げ・候補者名簿の修正・カデット黨およびコルニロフ派の非合法化を强く主張したと、トロツキイは傳えている (cf. Trotzky, L., Lenin, 1925, pp. 145~6)。

一

いずれの革命運動にもそれ自身のよつて立つ個性的な革命方式あるいは革命理論が、もつともその理論性または合目的性

ということになると少なからぬ問題がそこに殘されてもいようが、まず例外なく用意されているようである。既存の政治體制を實力的に破碎しようとする革命的なエリートの存在は、革命理論乃至は革命方式を措いて考えられないといつても差支えなかろう。勿論ロシヤのマルキストも例外ではなかつた。むしろ彼等はマルキシズム獨自の主體的・實踐的な科學性の故に、そしてまたロシヤ社會の特殊な諸條件の故に、他のいかなる革命主義者にもまして意識的且つ主題的に、ロシヤにおけるプロレタリア革命方式の定立という課題と對決しつづけていた。彼等がプロレタリア革命方式の定立という緊急且つ不可避的な課題に拂つた努力の一端は、一八九八年三月にミンスクで開かれた最初の社會民主黨大會の宣言にも既にはつきりと痕跡づけられている。すなわち「ロシヤの勞働者階級は、その強い雙肩に課せられた政治的自由の獲得という任務を提起しなければならぬし、また提起するであろう。それは不可避的な、しかしプロレタリアートの偉大な歷史的使命實現への、人間の人間による搾取が存在する餘地のないような社會體制建設への第一歩でしかない。ロシヤのプロレタリアートは、全力をもつて、資本主義竝びにブルジョアジーとの鬪爭を社會主義の最終的勝利にまで繼續すべく、專制政治の軛をかなぐり棄てるであろう」[1]とある。

しかしながらストルーベの起草したこの黨宣言は、ロシヤ革命の當面した基本的な矛盾、すなわちブルジョア民主主義革命とプロレタリア社會主義革命という二つの發展段階にはじめて注目したとはいえ、本質的には一八四八年の「共產黨宣言」に依據したものであつて、それから具體的に一歩も前進していない。いいかえると「プロレタリアートの獨裁に言及していないし、またプロレタリアートがその使命を達成し得る方策についてもふれてない……」[2]のであり、かかる點からして「この黨宣言は、革命運動の綱領というよりはむしろ、依然としてアカデミックな習作に止つていた」[3]ともいうべきものであつた。レーニンを措いて、ロシヤ社會民主黨の、すなわちボルシェヴイキの革命方式を知ることはまず不可能であるといわなければならない。

周知のように、一八九四年の論文「人民の友とは何か」以後、レーニンは、ロシヤ革命を規定すべき基本的な方式について不斷の考察を加え、またその結論を積極的に提示しつづけていつた。すなわちレーニンによると、ロシヤ革命の當面の課題はブルジョア民主主義革命の實現であるが、ロシヤのブルジョアジーは早熟的反動性の故に自らの力でブルジョア革命を遂行し得ず、その中途での停止を餘儀なくされる。しかるにプロレタリアートの階級意識的な生長とその廣範な組織化にとつて有利な條件を創造し、また保證するものは、したがつてプロレタリアート解放の前提はブルジョア民主主義革命の完遂をおいてあり得ない故に、プロレタリアートは、ブルジョア民主主義革命の完遂と政治的自由の全面的な實現に最も強い關心を持つに到る。とはいえプロレタリアートは自力でブルジョア民主主義革命を完遂することができない。しかしプロレタリアートには、民主主義革命の遂行にあたつて、國民の壓倒的な多數を占める農民を同盟者とすることが可能であり、また農民と同盟することによつてのみ、プロレタリアートは民主主義革命に主體的な役割を果し、民主主義革命の成果を確保することができる。すなわちロシヤ革命はまずその第一段階として民主主義革命の遂行を、プロレタリアートと農民の提携による民主獨裁政權の樹立を課題とし、ついで社會主義革命の實現に、いいかえるとプロレタリアートの獨裁政權の樹立という第二段階へと移行すべきものであると規定された。これがレーニンの定立したプロレタリア革命方式の原型であり、ボルシェヴイキの指導理論の概要である。しからば民主獨裁あるいはプロレタリア獨裁と規定された二つの段階においては、それぞれいかなる政治形態が豫定されたか。特に、來るべきロシヤ革命の第一段階と規定された民主獨裁の段階における政治形態が、いかに考えられていたかを取上げてみたいと思う。

改めて指摘するまでもなく、ロシヤ革命の當面の課題は、レーニンによると、プロレタリアートと農民の提携による民主獨裁政權の樹立であつた。言葉をかえていえば「一方では、祕密投票による眞の普通・直接・平等の選擧を基礎とする憲法制定會議を召集するような、また他方では、選擧の場合實際に完全な自由を實行し得るような臨時政府を、皇帝政府とおき

かえる」[4]ことであつた。さらにいいかえれば、

「1　人民の專制、すなわち最高國家權力全體を人民代表から成る立法議會の手に集中すること。

2　立法議會竝びに一切の地方機關の選擧において、二一歳以上のすべての市民に對する普通・平等・直接の選擧權。その際の選擧における祕密投票。各選擧人はすべて代議議會に選擧される權利を持つ。人民代表に對する俸給の支拂。

3　市民の身體と住居の不可侵。

4　信仰・言論・出版・集會・ストライキおよび結社の無制限な自由……」[5]を保障する民主的憲法にもとづいて共和制的な政治形態を實現することが、ボルシェヴイキの當面した政治的な任務であると規定されている。とはいえ、かく對決すべき課題と目された完全な政治的自由を前提とする「全人民的憲法制定會議」の召集、乃至は民主的な一院制議會の實現はあくまでも差當つての、すなわち前提的な課題として考えられていたのであつて、それに過程的な・手段的な目的より以上の意義が與えられていたわけではない。しかし過程的な意義が與えられているというそのかぎりにおいて、民主獨裁と規定された段階の具體的な標識を憲法制定會議あるいは民主的議會に求めることは充分可能である。

しかるに一九一四年のサラエヴオ事件を轉機として、ロシヤ內外の政治情勢に質量的な變化が現れた。第一次大戰の發生により革命意欲は國際的にもまた國內的にも急速に後退し、代つて愛國的情熱が著しく支配的となつた。ロシヤ內外における社會主義革命勢力の全面的な退潮という事態の急激な變化は、勿論、既成の革命方式に對する謙虛な省察を要求せずにはおかなかつた。かくてボルシェヴイキは理論と現實との遊離あるいは背反を回避すべく、自己の置かれた客觀的な狀況を分析して、その結論を實踐的に消化しなければならぬこととなつた。しかもレーニンは、この問題を解決するにあたつてまず大戰の本質を究明し、戰爭發生の基盤的社會を「資本主義の最終段階としての帝國主義」的な段階として位置づけ、帝國主義的戰爭をプロレタリア革命の實現へと結びつけることに成功した。レーニンは對戰爭政策を對革命政策に直結させること

によつて狀況の變化を巧みに克服し、從來のプロレタリア革命方式はここに新しい內容を與えられて發展的に生長していつた。しかしこのことは、既述したところの革命方式の基本的な變更あるいは修正を意味するものではなかつた。

すなわち第一次大戰發生後においても、一九〇三年の黨大會以來のプロレタリア革命方式は依然として十分に尊重されている。例えば一九一五年の「若干のテーゼ」においても、「來るべきロシヤ革命の社會的內容は、プロレタリアートおよび農民の革命的民主獨裁以外のなにものでもあり得ない」[6]ことがかさねて確認されている。しかしながらその際に、「黨は、民主的プチ・ブルジョアジーと共に社會民主主義者の臨時革命政府への參加を、從前通り許容し得るものと考えるが、好戰的革命主義者とは行動を共にしない」[7]ということが改めて指摘されている點を無視してはなるまい。すなわち「ロシヤにおいて、かりに好戰的革命主義者が勝利を收めた場合には彼等の『祖國』防衛という戰爭努力に反對する。たとえ革命主義者あるいは共和主義者といえども好戰的な社會主義者には反對し、彼等好戰的社會主義者に反對して、社會主義革命のための國際的プロレタリアートの同盟に味方する」[8]ことが、いいかえれば「ロシヤ・ブルジョア革命におけるプロレタリアートの指導的な役割が可能であるか否かの問題について、黨は、プチ・ブルジョアジーが決定的な瞬間に左傾するならば、しかも黨の宣傳のみならず一連の客觀的なすなわち經濟的・財政的・軍事的・政治的な諸要因などもまた彼等の左傾を促すならば、可能である」[9]という認識の上に立つて、戰爭遂行に協力する革命政府への參加を斷乎として拒否し單獨で革命を遂行するという方針と決意とが、はつきりと示されているからである。

しかるに一九一七年の三月いわゆる二月革命が發生し、ツアーリズムが崩壞した。そしてソヴエトとの妥協工作の上にブルジョア的な臨時革命政府がひとまず成立した。一般にいう二重の政權が、乃至はまた國家權力の眞空狀態が出現したのである。したがつてロシヤ革命の當面の課題と目されていたツアーリズムの打倒と、それにともなう臨時革命政府の樹立という事態がここに現實化したわけであり、またかく新しい局面が現實に展開されるに到つたが故にボルシェヴイキは、より具

體的・現實的な態度の決定に差迫られた。しからばいかなる指導原則が所與の革命方式からの論理的歸結として定立されたか。一九一七年の「四月テーゼ」の內容がそれである。

すなわちこの「四月テーゼ」は、「ロシヤの現狀の特質はプロレタリアートの不充分な階級的自覺と組織とのために、權力をブルジョアジーに與えた革命の第一段階から、プロレタリアートおよび極貧農民層の手に權力を置く第二段階への移行にある」[10]と說いて、ボルシェヴイキの志向すべき革命がプロレタリア獨裁の社會主義革命以外にあり得ないことを指摘し、改めて「勞働者代表ソヴエトのみが唯一の可能な革命的政治形態」[11]であることを明示した。レーニンは「議會主義的共和制ではなくして、勞働者代表ソヴエトから議會主義的共和制への復歸は後退であり、全國的な、上から下までの勞働者・貧農代表ソヴエト」[12]こそが來るべき社會主義段階の政治形態であると主張したのである。したがつてこの「四月テーゼ」によると、いいかえれば二月革命を契機としてプロレタリア獨裁の社會主義革命を現實の課題とするに到つたボルシェヴイキの革命方式によると、憲法制定會議それ自體はもはや黨の基本的な、獨立のスローガンとなり得なかつたわけである。

（1）КПСС в резолюциях и решениях съездов, конференций и пленумов ЦК, часть 1, 1954, стр. 13.
（2）Carr, E., The Bolshevik Revolution 1917～1923, 1950, vol. 1, p. 4.
（3）Ibid., vol. 1, p. 4.
（4）Ленин, В., Соч., том 8, стр. 264.
（5）Там же, том 6, стр. 14.（см. КПСС в резолюциях и решениях съездов, конференций и пленумов ЦК, часть 1, стр. 77～8）
（6）Там же, том 21, стр. 367.
（7）Там же, том 21, стр. 367.
（8）Там же, том 21, стр. 368.
（9）Там же, том 21, стр. 368.

(10) Там же, том 24, стр. 4.
(11) Там же, том 24, стр. 5.
(12) Там же, том 24, стр. 5.

二

一九一七年の二月革命から一〇月革命に到る間のいわゆる二重政權下において、ボルシェヴイキは、黨の全活動を目的合理的に規定すべく、いいかえれば狀況の變化發展に對應した黨の具體的な運動方針を定立するために、幾つかの黨大會あるいは黨會議を召集している。例えば五月の第七回黨代表者會議（五月七日—一二日）、六月の黨軍事組織代表者會議（六月二九日—七月六日）、七月の黨中央委員會擴大評議會（七月二六日—二七日）、八月の第六回黨大會（八月八日—一六日）、九月の黨中央委員會擴大會議（九月一三日）、一〇月の黨中央委員會會議（一〇月二三日）、同じく一〇月の黨中央委員會擴大會議（一〇月二九日）などがそれである。したがつて社會主義革命へと志向したボルシェヴイキの足跡あるいはその歩度を知るための資料としては、これら各種の黨大會竝びに黨會議の決議および決定はいずれも充分に尊重されねばならないが、臨時政府の公約した憲法制定會議に對するボルシェヴイキの關心乃至は態度を問題としているここでは、第六回黨大會のそれが中心となつてくる。それ以前の第七回黨代表者會議、軍事組織代表者會議、黨中央委員會擴大評議會などはいずれも臨時政府が公約した憲法制定會議と直接正面から對決していないか、あるいはそれを全く默殺しているからである。しかし五月七日の第七回黨代表者會議（四月會議）は二月革命後はじめての、しかも實質的には黨大會に匹敵するほどの存在でもあるので、差當りこの四月會議に一瞥を與えておきたいと思う。

一九一七年三月、皇帝權力の崩壞とそれにともなう臨時政府の成立という新たな局面の展開を見るに到つて、レーニンは

黨大會の速やかな召集を「四月テーゼ」において強く提唱した。この「四月テーゼ」の要請に答えるべく、五月七日ペトログラードで、約八萬の黨員を背景として開かれた黨大會が第七回黨代表者會議すなわち四月會議である。したがつてボルシェヴイキのこの四月會議はロシヤにおいては最初の合法的な黨大會でもあつた。しかし四月會議の果した注目すべき役割は、勿論、合法的な黨大會であつたというそのことではなく、この會議が「四月テーゼ」の諸原則を全面的に承認し、「すべての權力をソヴエトへ」という、別言すればプロレタリア獨裁權力の樹立というボルシェヴイキの確乎とした目的意志を強く打出していることにある。革命はブルジョア民主主義段階から直ちに社會主義段階へと前進すべきであり、また實現すべき政治形態はブルジョア的議會制ではなく勞働者・農民及び兵士代表のソヴエト制であつて、「ロシヤ竝びにイギリス、フランスの資本に拘束され、帝國主義戰爭の繼續を餘儀なくされた地主・資本家の政府である」[1]臨時政府への參加は現實の問題となり得ないという、所與の革命方式からする理論的な歸結が全黨的に確認されたのであつた。したがつて四月會議の決議に、臨時政府の公約した憲法制定會議についての關心が積極的に示されてないことは、憲法制定會議あるいは民主的議會制の實現ではなくして社會主義革命の遂行すなわちソヴエト制の實現こそが、プロレタリア黨の對決すべき當面の、また不可避的な課題であるという結論を得ていた以上、蓋し當然のことであつたといわねばならないであろう。

もつとも四月會議の決議を通覽してみると、そこに「憲法制定會議」(Учредительное собрание)という用語が散見されないでもない。例えば「ロシヤ社會民主勞働黨は……、㈣臨時政府の出現に匿れつつ、臨時政府側からの露骨な助力の上に組織づけられたブルジョア・地主的反動勢力は、革命民主主義に對して敵對行動を既にとりはじめた。すなわち臨時政府は憲法制定會議選擧日の指定を引延し、人民の總武裝を妨害し、農業問題の地主的解決方法を人民におしつけ、土地の國有化に逆い、八時間勞働制の實施を妨げ、軍隊內部の反革命的煽動を放任し、兵士に對抗して士官を組織づけるなどしている」[2]とある。あるいはまた「プロレタリアートの階級的自覺を明確にし、プチ・ブルジョアジーの逡巡に對して都市及び農村のプ

ロレタリアを團結させる繼續的な努力が必要である。なんとならばかかる努力のみが、勞働者・兵士代表のソヴェトあるいは人民の大多數の意志を直接に表現した他の諸機關（例えば諸地方自治機關、憲法制定會議など）の手に、全國家權力の効果的な移行を保證しようからである」[3]とも述べられている。しかしいずれの場合にもプロレタリア獨裁權力の樹立に不可缺な手續、いわば革命方式上の第一義的な要請として憲法制定會議の實現を肯定しているわけではない。とはいえ臨時政府の公約していた憲法制定會議への便宜的な參加を拒否しているわけでもない。むしろここで指摘すべき點は、公約の憲法制定會議について積極的になにごとも語つていない四月會議が「プロレタリア黨の課題は、一方では既述のような各地における革命運動の成長を徹底的に支援することであり、他方ではプロレタリア戰線の勝利のために、ソヴェト內部において組織的な鬪爭（宣傳及び選擧によつて）を續けること、すなわち勞働者竝びに兵士大衆に、プチ・ブルジョアとプロレタリアとの、防衛主義者とインターナショナリストとの、日和見主義者と革命主義者との戰線の分離に、勞働者の組織と武裝に、革命のつぎの段階に備えた實力の養成に、あらゆる努力と配慮とを注ぐことである」[4]と强調している點ではなかろうかと思う。ボルシェヴイキは二月革命によつて得た黨の合法的な地位とソヴェトの現狀を考慮し、その結果、實力的な手段に直接訴えることなくむしろ合法的な手段を通じて、いいかえればソヴェトに代表された勞働者・兵士および農民などの啓蒙と說得とによつて社會主義革命を實現し國家權力を獲得しようと考えていた。

しかるに七月事件を轉機として、ボルシェヴイキは半非合法化されるに到つた。レーニンをはじめとして黨の幹部は地下に潛行し、第六回黨大會もまた餘儀なく祕密裡に開かれたが、八月のこの黨大會では、來るべき憲法制定會議選擧に備えてつぎのような具體的な對策が立てられている。

憲法制定會議選擧戰

一　對選擧機關

1　黨中央委員會は中央選擧委員會を組織し、地方組織はこの委員會に代表を送る。

2　地方組織は地方選擧委員會を創設し、地區組織はこの委員會に代表を送る。

3　それ以下の諸段階の黨組織及び黨機關においても、一般の諸集團の指導のためそれぞれの段階に選擧運動を目的とした地方選擧委員會と同樣なものの設置を勸める。

4　同じく選擧運動のために、大工場中心地においては同鄕の勞働者（並びに兵士）の內に組織をつくることが望ましい。

二　資金

5　選擧運動の資金はつぎのような方法で作成する。

(a)　給料一日分の一回控除。

(b)　寄附金（據金および奉加帳による）の徵收、有料の講演會・音樂會・夜會の開催、日刊紙の發行など。

6　かかる方法で集められた資金はつぎのように配分される。

(a)　四〇パーセントを中央選擧委員會の金庫に、

(b)　六〇パーセントを地方組織に殘す。

三　煽動

7　文書による煽動

(a)　農民新聞の發行。

(b)　黨綱領の基本的なスローガンのすべてを平易に說明する一般向きのパンフレットの發行。

(c)　煽動者のために演說の計畫とその內容および必要な文獻目錄を敎示した中央選擧委員會の指導書の發行。勿論この指導書には選擧法の主要な規定、選擧法の特質および選擧技術が說明されていなければならない。

8　口頭煽動　口頭煽動の先導者は豫備敎育を受けた基幹勞働者でなければならない。そのために煽動者の短期講習會を中央選擧委員會並びに地方選擧委員會の許に組織し、さらにまた選擧運動の期間中農村に意識的な勞働者と兵士を派遣しなければならない。

四　提携と協定

9　提携は、國際主義の基礎の上に立つて、また口先きばかりではなく實際に防衛派と斷絶した黨派とのみ許される。

10　協定は、われわれの綱領を完全に受容する革命的な無所屬團體（例えば代表ソヴエト、農地委員會、播種委員會など）とのみ許される。

11　選擧協定は中央委員會の承認を得なければならない。

五　候補者名簿

12　候補者は縣代表者會議あるいは地方組織によつて指名される。

13　中央委員會には抗辯する權利が留保される。

14　中央委員會には候補者について地方組織に建言する權利が留保される。

六　軍隊內部および戰線における選擧運動

15　本大會は、中央委員會の軍事組織が軍隊內部就中戰線における黨の選擧運動計畫の作成に即時取掛るよう希望する。(5)

しかし、憲法制定會議選擧のための對策がかく具體的に定立されているとはいえ、このことから直ちに、八月の黨大會がすべての權力をソヴエトへという四月會議の承認した原則を放棄したものと考えてはならない。「革命の最初の高揚期に我が黨が提唱した權力のソヴエトへの讓渡というスローガンは、革命の平和的な發展の、權力のブルジョアジーから勞働者および農民への苦痛なき移行の、プチ・ブルジョア的幻想の漸進的な根絶のためのスローガンであつた。かかる平和的な發展竝びに權力のソヴエトへの苦痛なき移行は、今日においては不可能となつた。權力が既に反革命的ブルジョアジーの手に事實上移つているが故に、現在の正しいスローガンは反革命的なブルジョアジー獨裁の完全な精算以外にあり得ない。貧農に支持された革命的なプロレタリアートのみが、新しい革命の高揚というその任務を遂行することができる」(6)と第六回黨大會ははつきりと强調している。すなわちプロレタリア政權への移行は武裝蜂起以外にあり得ない、というボルシェヴイキの基

本的な方針が改めてここに確認されたのである。しかも、實力による社會主義革命の實現というこの方式と決意とが、コルニロフ派竝びにカデット黨などの反動勢力の權力への接近を斷乎反擊すると決議した九月の中央委員會擴大會議を支え、さらに一〇月の中央委員會會議を指導して、一一月の變革を現實に決定づけていつた。したがつてボルシェヴイキは武裝蜂起によるブルジョア政權からプロレタリア政權への移行をはつきりと決意するとともにその際、憲法制定會議への參加をも併せて考えていたことになろう。前述したように八月の黨大會は憲法制定會議の選擧に備えて對策を立てているからである。しからば社會主義革命を現實の課題としたボルシェヴイキが、いかにして憲法制定會議への參加を、いいかえれば政治の倫理的な一般原則ともいうべき多數決制を承認するに到つたのか。

（1） Ленин, В., Соч. том 24, стр. 3.
（2） КПСС в резолюциях и решениях съездов, конференций и пленумов ЦК, 1954, часть 1, стр. 338.
（3） Там же, стр. 339.
（4） Там же, стр. 339.
（5） Там же, стр. 379～380.
（6） Там же, стр. 375～376.

III

周知のように一九一七年三月の初旬首都ペトログラードにはじまつた自然發生的な大衆蜂起は、國會を中心とした自由主義的ブルジョアジーに「上からする革命」の緊急不可避性を自覺させずにはおかなかつた。その結果ニコライ二世の退位が實現し、代つてゼムストヴォ連合會議長のルボーフ公を首相とする二月革命政府が成立した。すなわち國會とソヴエトとの妥協の上に、言葉をかえていえば一〇月黨竝びにカデット黨およびその他の自由主義的ブルジョア・グループと社會革命黨

との提携によつて、三月一六日、ルボーフ臨時政府が誕生したのである。[1] 勿論この臨時政府が當面の政治的混亂を收拾し秩序を回復すべく、國民各層の積極的な支持と協力の獲得を求めたことは當然であつて、そのことに別段問題はないが、かかる對策としてつぎのような宣言を、臨時政府がその成立にあたつて發していることを見逃してはなるまい。

内閣はつぎの諸原則を遵守する。

1 刑の確定したテロ行爲、反逆、一揆などを含む政治犯並びに宗教犯すべての即時且つ完全な大赦。

2 言論の自由、發表の自由、結社・集會および罷業の自由。並びに軍人の政治的自由を軍事上差支えないかぎり擴大すること。

3 身分、信條、人種上のあらゆる差別の撤廢。

4 統治機構を決定し國家形態を規定すべく、普通選擧權と秘密投票にもとづいた憲法制定會議の召集の準備に即時取掛ること。……。[2]

すなわち漸進的な改革主義者があるいはまた急進的な革命主義者が、既に久しい以前から等しく掲げてきた憲法制定會議の開催というスローガンは、ルボーフ臨時政府の出現によつてここに現實の課題となつたわけであるが、繰返し述べたように憲法制定會議の早期召集という公約の履行について、臨時政府の態度は甚だ曖昧であり冷淡であつた。公約實現の責任はむしろ意識的に回避されつづけたとみられる。

こと改めて指摘するまでもなく、憲法制定會議召集の準備に即時取掛るという公約によつて、別言すれば自己の存在理由を自ら具體的に規定することによつて臨時政府は、その正當性を幾分かなりとも現實に基礎づけようと圖つたわけである。したがつて憲法制定會議選擧における與黨の制覇を充分に豫想できたならば、前記の公約は當然に、じかも可及的速やかに履行され得べきものであつた。憲法制定會議を遅くとも七月中に召集すると公表していた臨時政府がその七月に到つて、選擧期日を九月三〇日に、さらにこれを一一月二五日に引延している事實は與黨の勝利に對する自信のなさを、いいかえれば

その權力基盤の狹小・虛弱さを率直に物語つているといえよう。しからば憲法制定會議の早期召集という公約の履行を遲滯させ、ひいては自らの手で自己の存在理由を否定させ正當性を毀損させた障礙はどこにあつたか。つぎのような三點にそれを要約してみることができよう。

その第一は、臨時政府が卽時的な戰爭終結を決意し得ず、依然として戰爭繼續政策を固守しなければならなかつたことにある。臨時政府のまず直面した戰爭か平和かの問題は、問題の性質上解答の提示を將來に持越すことを、例えば公約した憲法制定會議の審議に委ねることを許すはずがなかつた。解答の提示、すなわち對外政策の決定は卽刻になされねばならなかつたのである。しかるに自身の對外政策を打出してその遂行に積極的な努力をかさねた臨時政府は、そのたびごとに、例えば五月三日のあるいは七月一七日の反戰示威運動に見られるような、兵士および勞働者を中心とした廣範な組織的抵抗に出會つている。すなわちルボーフ內閣竝びにケレンスキイ內閣はいずれも、卽時的な平和の實現を希求する革命的な大衆の意志に反した戰爭繼續政策を固守したのであつた。したがつてかかる對外政策をあくまでも肯定するかぎり、憲法制定會議の召集は、臨時政府の存續を根底から拒否するであろう充分な可能性を備えた輿論への、合法的且つ決定的な機會の提供を意味する以外のなにものでもなかつたわけである。

その第二は、臨時政府が廣範な貧農層の土地要求を充すに足る解答を打出し得なかつたことにある。土地の問題が平和の問題と同樣に、二月革命の提起した基本的な課題であつたことは改めて指摘するまでもないであろうが、資本主義的な農業生產樣式の發達に伴つて加速度的に促進され、また蓄積されていた貧農層の根强い土地要求は既存の權威體系の崩壞によつて一擧に表面化していた。しかるにこの問題について全く自信のない、いいかえれば貧農層の土地要求に答えることを欲しなかつた臨時政府はその解答を、早期召集を公約した憲法制定會議の審議に託して當面の責任を故意に回避し、現實を糊塗しようと圖つた。勿論こうした保守的な乃至は反動的な臨時政府の態度が現實に許されようはずはなく、各地の農民は問題

を個別的に解決していつた。土地を實力的に收奪し分配しはじめたのである。しかもこれに對して臨時政府は軍隊を動員して積極的な鎭壓に乘出したために、兩者の意志はいよいよはつきりと背反し、その距離はますます擴大していつた。土地に關する貧農層の素朴な期待にそうことを欲しなかつた、實は期待にそうことができなかつたために土地問題との對決を避けた結果、臨時政府は貧農層と正面からはつきりと敵對することとなつた。したがつて、當然の要求ではあるが、臨時政府が政權擔當の臨時性にあまんずることを潔しとせず、政權の永久化を强く意欲していた以上、憲法制定會議の召集はいよいよもつて回避されねばならなかつたのである。

その第三は、臨時政府が國民大衆の日常生活の保證について熱意と配慮とを示し得なかつたことにある。周知のように大戰への參加によつていかんなく露呈したロシヤ經濟の虛弱性は、國民への負擔を倍加させずにはおかなかつた。特に都市勞働者は直接および間接の犧牲を生活のすみずみにまで强いられ、その日常生活は甚だしく困窮していた。すなわち長期にわたる絕望的な對獨抗戰が要求した莫大な數量の人的および物的な動員が農業生產力を急速に低下させ、これと通貨の混亂とがあいまつて相對的竝びに絕對的な食糧危機が既に訪れていたにもかかわらず、臨時政府は無謀な戰爭繼續政策を强行したために事情はさらに一段と惡化した。のみならず物價の高騰と原材料の枯渴とが企業の縮小あるいは閉鎖を呼起し、遂に一九一七年の夏にかけて多數の勞働者が街頭に投出されはじめた。勿論かかる事態の出現に臨時政府は大きな不安を意識してはいたが、日用消費物資の需給の甚だしい不均衡、就中食糧の慢性的な不足あるいは勞働條件の惡化乃至は失業といつたような勞働者の日常生活を破壞しつつあつた諸條件の解消に、充分な誠意もしたがつて適切な方策も示し得なかつた。それ故に、鋭い政治的感覺と高い組織性においてすぐれた勞働者大衆は臨時政府と對峙的な側にますます結集し、ために臨時政府は憲法制定會議の早期召集という公約を敢えて默殺するに到つたのである。

以上の三つの條件は勿論個々獨立したものではなく、相互に密接な關連をもつていた。要するに臨時政府の權力基盤その

ものが二月革命の進行方向に、換言すれば憲法制定會議の召集へと正しく志向してなかつたのである。しからば臨時政府の反革命性をいかんなく露呈させた「平和・土地・パン」ともいうべき前記の課題に對して、ボルシェヴイキはどうであつたか。述べるまでもなく、ボルシェヴイキは政權奪取の強い意志と、「平和・土地・パン」についての極めて現實的な、すなわち勞働者と兵士および農民の要求に充分適合した解答を既に用意していた。したがつてボルシェヴイキは、二月革命の提起した「平和・土地・パン」の諸問題に直面して、憲法制定會議の召集という公約の履行を回避しなければならなかつた臨時政府とは事違い、その早期召集を聲高に主張し得るいわば主體的な條件を整えていたことになる。しかもこのこと、すなわち自らした公約の實現を臨時政府がなし得なかつたということが純粋に野黨的なボルシェヴイキの立場をますます有利にしていたことを、見逃してはならないであろう。ボルシェヴイキは甚だめぐまれた環境にあつた。臨時政府の反革命性を單的に暴露し得る有力な材料を提供されていたからである。

（1）一〇月黨、カデット黨および社會革命黨からの參加を得て構成された三月一六日のルボーフ内閣は五月一三日に陸軍大臣グチコフの、また二日後の一五日に外務大臣ミリューコフの辭職に出會い、その結果五月一八日にケレンスキイを陸軍大臣にテレシチェンコを外務大臣として、保守的自由主義者と觀念的社會主義との連立をおし進めたが、七月二〇日ルボーフが辭職し代つてケレンスキイが首相となつた。ケレンスキイは八月六日に組閣を完了し、一〇月七日に到つて再び内閣の改造を試みている。しかしここで内閣の人的構成を考慮する必要はまずないので、本論ではすべて臨時政府と表現してみた。

（2）Astrov, W. (ed.), An Illustrated History of the Russian Revolution, 1928, vol. I, p. 99.

四

政治的ストライキの指導機關として勞働者代表ソヴエトを創設した一九〇五年一〇月の經驗が、一九一七年の二月革命の際に想起されている。すなわち二月革命の結果釋放された軍需工場中央委員會の勞働者出身の委員と、勞働組合竝びに協同

組合の諸代表によつて組織された勞働者代表ソヴエト臨時執行委員會の呼掛けに應じて、ペトログラードの勞働者および兵士から選出された諸代表と社會主義的諸黨派の幹部とが三月一二日の夕刻タウリーダ宮の一室に會し、チヘイゼを議長としケレンスキイ竝びにスコベレフを議長代理とする勞働者および兵士代表ペトログラード・ソヴエトを結成した。しかも、ペトログラードでかく復活したようなソヴエトが、すなわち新たに兵士代表を加えた勞働者代表ソヴエトがその後まもなくロシヤ全土の諸都市に相次いで形成されていつた。

しかしながら、レーニンが一九〇五年の論文「勞働者代表ソヴエトの臨時革命政府への發展」において少なからぬ關心を示し、また最終的には一九一七年の「四月テーゼ」によつて機能的な意義を明確に規定したところの、ソヴエトという勞働者を中核とした革命的な組織は、その成立の當初からボルシェヴイキに對して友好的であつたわけではない。例えば二月革命を契機として全國土的な規模において出現した諸ソヴエトの中心的な存在であつたペトログラード・ソヴエトは、社會革命黨とメンシェヴイキによつて指導されており、一一名から成るその執行委員會も非ボルシェヴイキ派によつて占められていた。レーニンが歸國する以前のボルシェヴイキは思想的に充分統一されてなかつたと同時に、その黨勢も社會革命黨およびメンシェヴイキに比較して劣つていた。しからばその後の狀況はどうであつたか。對獨戰繼續の意志を表示した五月一日のミリューコフ通牒によつて喚起された大衆の反戰示威運動の結果、第一次ルボーフ內閣が崩壞し、改めて五月一八日に第二次ルボーフ內閣が成立しているが、五月中旬から七月中旬にかけてのこの第二次ルボーフ內閣の時代に四つの全ロシヤ的な大會が開かれているので、これらを中心にしてボルシェヴイキの黨勢を檢討してみよう。

まず五月一七日に第一回農民代表全露大會が開かれているが、この大會においてはボルシェヴイキは甚だ弱小であつた。[1] 大會は、土地の卽時浚收と權力のソヴエトへの移行をしりぞけて、貧農による土地の不法占有についての警告を決議し、無併合・無賠償を原則とした防衛戰爭の繼續を肯定して臨時政府への全面的な支持を約束している。しかし六月一二日に開會

した第一回工場委員會會議は、權力のソヴエトへの移行・勞働者の武裝化などを主唱したレーニンの提案を四二〇票對二九〇票で可決し、商品の生產分配および財政・金融に對する勞働者の管理權を要求している。すなわち二月革命後はじめて、ボルシェヴイキは全ロシヤ的な代表者大會の一つにおいて多數を獲得したのであつた。[2] とはいえ、この第一回工場委員會會議に比較するとより廣範な社會層を背景とした六月一六日の第一回勞働者・兵士代表ソヴエト全露大會では、再びボルシェヴイキが敗北している。[3] すなわちこのソヴエト大會は、臨時政府との關係竝びに平和の問題などについて社會革命黨およびメンシェヴイキの提案を承認したのであつた。しかも七月四日の第三回勞働組合全露大會においてもまた社會革命黨の主張が受容され、ボルシェヴイキの決議案はその少數の故に否決されている。[4] 要するにボルシェヴイキの基盤は、社會革命黨およびメンシェヴイキといつた反ボルシェヴイキ派のそれに比肩し得る程成長してなかつたのである。來るべき社會主義段階の政治形態に目したソヴエトの全露大會すらもが、反ボルシェヴイキ諸黨派の壓倒的に支配するところであつた。したがつて臨時政府からの國家權力の奪取・プロレタリア獨裁權力の樹立を當面の課題としたボルシェヴイキは、それ故にこそ現實的な、すなわち合目的な戰術的配慮を當然に拂わねばならなかつた。六月の第一回工場委員會會議において示されたような勝利を一般化すべく、勞働者・兵士および農民大衆の啓蒙と說得に黨の全活動を差向けて、黨の基盤を早急に擴大・强化・充實させねばならなかつたのである。

しかるに臨時政府が無謀にも再開した對オーストリヤ總反攻も、當初に若干の戰果を擧げ得たとはいえドイツ軍の反擊に出會つて壞滅し、戰線は全面的に崩壞した。また臨時政府內部においても高度の自治權を要求するウクライナ問題にからんで閣僚間の對立が表面化し、社會主義系の閣僚に抗議して七月一五日にカデット黨系の閣僚が辭職した。勿論かかる臨時政府內外の危機をペトログラードの民衆が敏感に探知できないはずはなかつた。反應は直ちに現れた。すなわち七月一六日、當時ボルシェヴイキの影響の下にあつた首都の第一機關銃連隊の兵士が臨時政府打倒の武裝示威に乘出し、翌一七日には、

武器を携えた「平和的な示威運動」を提唱したボルシェヴイキ中央委員會の意志に反して兵士および勞働者が、市街の各所で臨時政府側の軍隊と衝突するに到つたのである。しかしこの運動はほどなく鎭壓された。一八日の夜にかけて臨時政府は市内の主要な戰略據點を占領するとともにボルシェヴイキ系の機關紙出版所を閉鎖し、多數の逮捕狀を發して、レーニンをはじめとする黨の幹部をあるいは逮捕しあるいは地下に追いやつた。しかしケレンスキイを首班とした第三次臨時政府はボルシェヴイキへの敵意をあらわにし、ボルシェヴイキの非合法化を企てたとはいえ、それ以上には進み得なかつた。臨時政府とボルシェヴイキとは既にその力において均衡しはじめていたからであり、それ故にまた兩者の對峙はますます深刻化していつた。

しかしながらケレンスキイ内閣による彈壓は、たとえそれが臨時政府の實力を正しく反映した中途半端ないわゆる半非合法化に止つたにせよ、ボルシェヴイキにとつて、すなわちプロレタリアート獨裁の政權樹立への前進にとつて無論好ましい事態であろうはずはなかつた。既にボルシェヴイキは武裝蜂起による國家權力の奪取を決意し、したがつて自己の陣營への廣範な大衆の動員という問題がその最大の關心事となつていたからである。いいかえればボルシェヴイズムの勞働者・兵士および農民への滲透と臨時政府の反革命性の呵責なき暴露に黨の全機能を集中させることが緊急且つ不可避的に要求されていたからであり、したがつてまたかかる黨活動をより効果的に可能ならしめるような環境が最も強く必要とされていたからである。しかるにボルシェヴイキの非合法化を企てたケレンスキイ内閣はその發足にあたつてルボーフ内閣の公約を再確認し、完全な民主主義的自由を前提とした憲法制定會議の選擧を九月三〇日におこなうと聲明していた。國家權力の實力的な奪取を意欲し、しかもそれを目前にひかえたボルシェヴイキが、すなわち第六回黨大會が、社會主義革命の準備工作として不可缺な大衆の啓蒙と説得と組織化を目的とした黨の自由な活動を充分保證するであろうこの機會を見逃すはずがあろうか。

（1）この大會には一、一一五名の代表が參加しているが、その内社會革命黨が五三七名、無所屬が四六五名、メンシェヴイキとボルシェヴイキおよびその他のグループを含む社會民主黨が一〇三名であつた（Bunyan, J., op. cit., p. 9）。したがつて大會の選出した執行委員會もその過半數以上が社會革命黨によつて占められている。

（2）二月革命後、勞働組合と組合加入勞働者の數が急速に增加しているが、より顯著な傾向として工場委員會制の普及が認められる。しかもこの委員會は個々の工場内の全勞働者を包含する組織であつた關係上、熟練勞働者の利益よりはむしろ未熟練勞働者のそれをより多く代表していた。ボルシェヴイキはその當初から活潑に働きかけ、その結果第一回工場委員會會議が六月に召集される以前にその組織局を既に支配し得ていた。

（3）六月二六日の「レチ」紙はこの大會に出席した一、〇九〇名（但し票決權を持つた代表數は八八二名）の黨派別をつぎのように示している（Meisel, J. and Kozera, E., Materials for the Study of the Soviet System, 1953, p. 10）。

社會革命黨	二八五
メンシェヴイキ	二四八
ボルシェヴイキ	一〇五
インターナショナリスト	三二
無所屬社會主義者	七三
統一社會民主黨	一〇
ブンド	一〇
プレハーノフ派	三
民族社會主義者	三
勞働黨	五
反共產主義者	一

そして以上の合計七七五名に、社會革命黨と社會民主黨の兩者の政綱に贊同した代表二名を加えた七七七名のみが自己の政見を明確に表示したにすぎなかつた（Bunyan, J., op. cit., p. 11）。なおこの大會はメンシェヴイキの一〇四名、社會革命黨の九九名、ボルシェヴイキの三五名とその他の一八名からなる中央執行委員會を選出しており、この委員は一〇月革命の時まで機能していた。

（4）この大會の第一回は一九〇五年に、また第二回は一九〇六年に開かれている。なおこの第三回大會は一、四七五、〇〇〇名の勞働者

を代表する二二〇名から成り、その内一二〇名がメンシェヴイキと社會革命黨およびその同調者であり、八〇名がボルシェヴイキであつた。したがつてこの大會が選出した勞働組合全露中央評議會は一六名のメンシェヴイキと三名の社會革命黨と一六名のボルシェヴイキから、また中央評議會執行委員會は五名のメンシェヴイキと四名のボルシェヴイキから構成されていた(Bunyan, J., op. cit., p. 13)。

むすび

ロシヤの政治的な近代化の懸案であつた民主的な憲法制定會議の開設という革新勢力の要請が、勿論ボルシェヴイキもまた理論的には一應肯定していたかかる要請が、一九一七年の二月革命の結果成立したルボーフ臨時政府によつて全面的に承認された。臨時政府が憲法制定會議の早期召集を公約したのである。しかしこの二月革命を經驗したボルシェヴイキの革命方式は議會主義的共和制ではなくソヴエト制の實現を、民主獨裁政權ではなくてプロレタリア獨裁政權の樹立を黨が當面の課題とすべきことを教示し、また現にそうした教示にしたがつてボルシェヴイキは、プロレタリア政權の樹立という黨の本來的な目的の實現に專心努力した。もつともその際にボルシェヴイキはソヴエト大會に代る全人民的な憲法制定會議の開設を考えないでもなかつた。とはいえそれは二月革命後まもない時期において、換言すると權力のソヴエトへの平和的な移行が可能であるという認識の成立を前提としてしかも條件的に豫想されたのであり、民主的な憲法制定會議の實現すなわち政治の倫理的な一般原則ともいうべき多數決制を原理的に承認したためでは決してない。したがつて權力のソヴエトへの平和的な移行が現實に不可能であると確認された段階においても、臨時政府の反動性を暴露して攻擊を加える上に甚だ効果的な材料であるかぎり民主的な憲法制定會議の早期召集といういわばブルジョア的要請が支持され、勞働者・兵士および農民大衆を組織づけ得る貴重な機會を提供するものであるかぎり憲法制定會議選擧戰への參加が承認された。すなわちボルシェヴイキは、プロレタリアートの獨裁權力の實現をより容易ならしめるであろう條件の創造あるいは整備といつた現實的な要請・

戰術的な要求からのみ、憲法制定會議の問題に對して關心を持つたのである。しかしながら戰術的な配慮からであるにせよ臨時政府の公約した憲法制定會議の問題に對して積極的に乃至は肯定的にかかわり合う以上、ボルシェヴイキはある種の危險を當然に豫想しなければならなかつたわけである。しかも豫想されたこの危險が現實にはどうであつたかという問題の提起によつて、一〇月革命を可能とした狀況の一端がうかがわれよう。勿論それによつてボルシェヴイキ政府による憲法制定會議召集の背景がより具體的に明らかとなろう。